

〈特に円高の影響を受け、売上が減少している中小企業の方〉

平成 23 年 4 月 1 日  
スタート

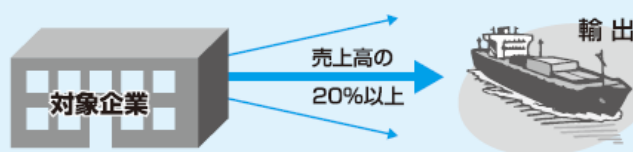
## 緊急円高対策（円高特別融資）

**円高セーフ** 区市町村認定書必要型

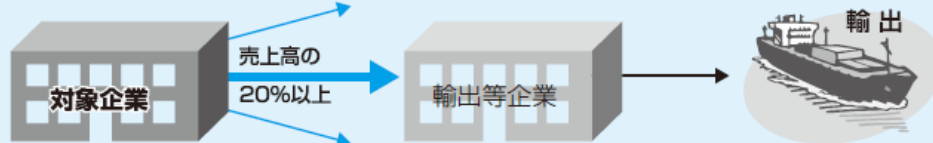
**円高一般** 区市町村認定書不要型

### 対象企業のモデル

#### ①直接輸出をする中小企業



#### ②輸出等企業と取引がある中小企業



### 特徴

【円高セーフ】 一般保証と別枠で最大2億8,000万円まで保証協会の全部保証が受けられます。

【円高一般】 一般保証（80%保証）で最大1億円まで、最優遇金利の融資が受けられます。

【共通】 全事業者に対して、都が独自に信用保証料の2分の1を補助します。

### ご利用いただける方

次のA・Bの両方に該当する中小企業者が対象になります。

A 次のいずれかに該当すること

- ・ 直近1年間の売上高に占める輸出比率が20%以上である
- ・ 直近1年間の売上高に占める輸出等企業への売上の割合が20%以上である

B 次のいずれかに該当すること

【円高セーフ】 セーフティネット5号に係る区市町村の認定を受けた中小企業者

【円高一般】 最近3か月間の売上実績又は今後3か月間売上見込みが前年同期と比較して5%以上減少している中小企業者

## お申し込みにあたって

制度名	経営セーフ	円高セーフ	経営一般	円高一般
資金用途	運転資金・設備資金			
融資限度額	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円		1企業 1億円 1組合 2億円	
融資期間	10年以内（据置期間2年以内）			
融資利率（年）	【全部保証利率】 1.5%以内～2.0%以内（融資期間によります。） 【責任共有利率】 1.7%以内～2.2%以内（融資期間によります。）			
連帯保証人	法人代表者（組合は代表理事）以外、原則不要			
物的担保	本融資の保証を含めて保証合計残高が8,000万円以下の場合は原則として無担保			
信用保証	東京信用保証協会の信用保証を要します。			

### お申込み方法

「経営セーフ」「円高セーフ」はステップ1から、「経営一般」「円高一般」はステップ2からご利用ください。

#### ステップ 1 区市町村で認定を受ける。

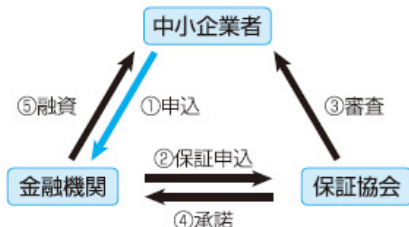
※必要書類など認定申請の詳細内容は区市町村の窓口やホームページでご確認ください。



#### ステップ 2 区市町村で受けた「認定書」を持って融資を申込み。

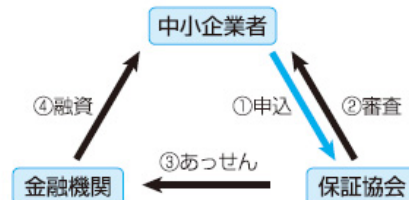
◆ 申込みには次の2つの方法（I・II）があります。

##### I 取扱指定金融機関に申込みの場合



- ① 融資申込み（金融機関所定様式）
- ② 金融機関から保証協会に信用保証申込み
- ③ 保証協会の保証審査
- ④ 信用保証の承諾
- ⑤ 融資の実行

##### II 保証協会に申込みの場合



- ① 融資申込み（保証協会所定様式）
- ② 保証協会の保証審査
- ③ 信用保証の承諾及び金融機関へのあっせん
- ④ 融資の実行